

II 廃棄物処理事業について

第1章 廃棄物の処理を取り巻く状況

1 関係法令の体系と概要

(1) 関係法令の体系

昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）が制定された。

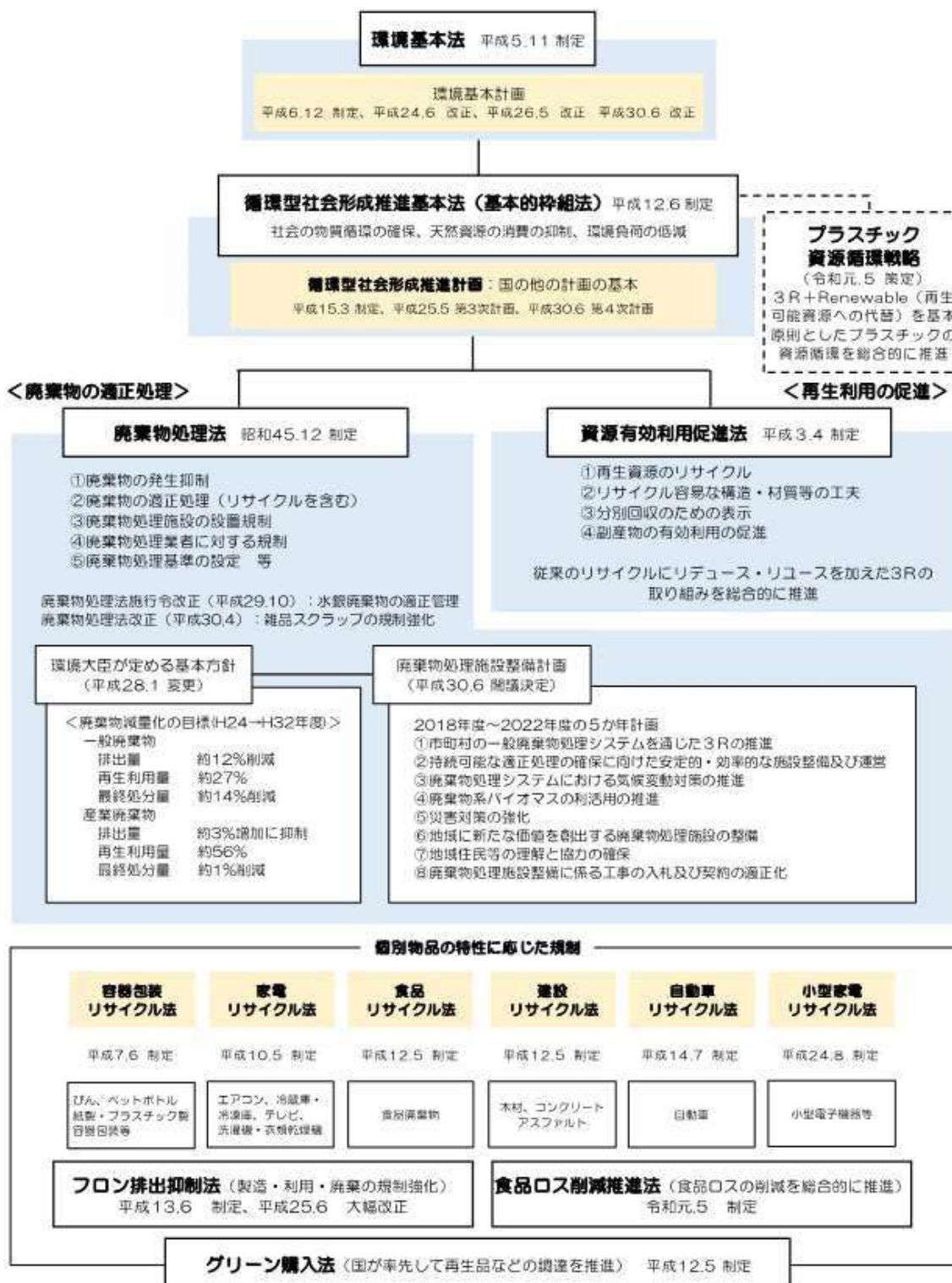
これはそれまでの清掃法では、高度経済成長期に増加した産業系廃棄物に対して対応できなくなったことや、家庭系の不要物について河川や山林への投棄が日常化していたことから市町村の清掃事業責任の中へ取り込むことを意図したものである。同法は、その後、社会情勢に応じて、1976年、1991年、1997年、2000年、2010年、2017年の大改正を経て今日に至っている。

そして平成6年（1994年）8月に日本の環境政策の根幹を定める基本法としての「環境基本法」が施行され、平成12年（2000年）4月には「容器包装リサイクル法」が、そして平成13年（2001年）1月には循環型社会に向けた基本的枠組みを示した「循環型社会形成推進基本法」がそれぞれ施行されたことを機にこの分野の法律は大きく塗り替えられた。

すなわち、現在は物質循環の管理に関する法分野（循環管理法）として、環境政策の根幹を定める「環境基本法」を頂点にして、循環型社会形成に向けた基本的な理念や考え方を定めた「循環型社会形成推進基本法」（以下、「循環基本法」という。）とそれを具体化した個別法によって構成されている。

そして循環型社会の形成に向けた法律として、廃棄物の排出抑制、適正な処理等により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目指す「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、個別の物品の特性に応じて制定された6つのリサイクル法やフロン排出抑制法・食品ロス削減推進法などのリサイクル等3R関連法、さらに公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進すること等で持続的発展が可能な社会の構築を目指す「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）が整備されており、これら関係法令等は下図のような体系を採っている。

< 関連法令等の体系 >



出所：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画 P. 23

(2) 関係法令の概要

ア 主な関係法令

(ア) 環境基本法

- a 法の名称：環境基本法
- b 施行：平成6年8月（平成5年11月公布）
- c 目的：環境の保全について、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する（第1条）（プログラム規定）。
- d 法の概要：環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項すなわち施策の策定等に係る指針、環境基本計画、環境基準などが定められている。
<基本理念>
 - ・環境の恵沢の享受と継承等（第3条）
 - ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等（第4条）
 - ・国際的協調による地球環境保全の積極的推進（第5条）

(イ) 循環基本法

- a 法の名称：循環型社会形成推進基本法
- b 施行：平成13年1月（平成12年6月公布）
- c 目的：環境基本法の理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする（第1条）。
- d 法の概要：廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めている。

(ウ) 廃棄物処理法

- a 法の名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- b 施行：昭和 46 年 9 月（昭和 45 年 12 月公布）
- c 目的：廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生上の向上を図る（第 1 条）。
- d 法の概要：廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などを規定。

(エ) 資源有効利用促進法

- a 法の名称：資源の有効な利用の促進に関する法律
- b 施行：平成 3 年 10 月（平成 3 年 4 月公布）
- c 目的：副産物等の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進すること（第 1 条）。
- d 法の概要：製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組む事項を規定。

イ その他関連法令の概要

年月	関係法令	概要
平成 7 年(1995 年)6 月制定 平成 12 年(2000 年)4 月完全施行	容器包装リサイクル法	一般家庭から排出される容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化している。
平成 10 年(1998 年)5 月制定 平成 13 年(2001 年)4 月完全施行	家電リサイクル法	エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付け、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進している。
平成 12 年(2000 年)5 月制定 平成 13 年(2001 年)4 月施行	グリーン購入法	国等の公的部門による環境物品等の調達 の推進、環境物品等への情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としている。
平成 12 年(2000 年)5 月制定 平成 13 年(2001 年)5 月施行	食品リサイクル法	食品関連事業者（製造、流通、外食等）から排出される食品廃棄物について、発生抑

		制と最終処分量の削減を図るとともに、飼料や肥料等の原材料としての再利用等を促進している。
平成12年(2000年)5月制定 平成14年(2002年)5月完全施行	建設リサイクル法	建築物の解体等に伴って排出される特定資材(コンクリート、アスファルト、木材等)を分別し再資源化することを工事の受注者に義務付けている。
平成13年(2001年)6月制定 平成25年(2013年)6月改正 平成27年(2015年)4月施行	フロン排出抑制法	フロン類の製造からの廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を実施するために、フロン類を使用する機器を製造するメーカーや使用するユーザーなどに対して、フロン類排出抑制のための取り組みが義務付けられている。
平成14年(2002年)7月制定 平成17年(2005年)1月施行	自動車リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律である。最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバック類、シュレダーダストのリサイクル)を負担することなどが義務付けられている。
平成24年(2012年)8月制定 平成25年(2013年)4月施行	小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
令和元年(2019年)5月制定 令和元年(2019年)10月施行	食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。
令和元年(2019年)5月策定	プラスチック資源循環戦略	資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進する。

出所：川口市資料を加工

2 廃棄物処理法の概略

(1) 廃棄物処理法の目的

ア 廃棄物処理法の目的

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする(廃棄物処理法(以下「法」という。)第1条)。

すなわち、

- ① 廃棄物の排出抑制
- ② 廃棄物の適正処理(収集、運搬、処分、再生等)

③ 生活環境の清潔保持により生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る

ことが、法の目的である。ここで、生活環境の保全が目的に加えられていることと廃棄物の処理よりも排出抑制に重点が置かれていることが重要である。

イ 廃棄物とは

「廃棄物」とはごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう（法第 2 条第 1 項）。結局「汚物又は不要物」が廃棄物となるが、実務上は「不要物」が問題になる。この廃棄物の定義の解釈については、考え方に変遷があり、判例や厚生労働省や環境省の通知が積み重ねられてきたが、不要物概念についての主観的な解釈と客観的な解釈の議論から始まって、現在は総合判断説に移っている。

ウ 処理とは

「処理」とは、廃棄物が発生してから最終的に捨てられるまでの行為、すなわち、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を含む概念である。「処分」には廃棄物を最終的に自然界に捨てる「最終処分」（埋立処分と海洋投入処分を含む）と最終処分の前段階で廃棄物を生活環境保全上問題がない状態に変化させる「中間処理」の 2 つの意味が含まれる（大塚直「環境法」第 4 版 P. 412）。

(2) 廃棄物処理法の構成等

法は、「第 1 章 総則」、「第 2 章 一般廃棄物」「第 3 章 産業廃棄物」、「第 3 章の 2 廃棄物処理センター」、「第 3 章の 3 廃棄物が地下にある土地の形質の変更」、「第 4 章 雑則」、「第 5 章 罰則」からなる。

廃棄物処理法においては、特に産業廃棄物については、解釈上の論点が非常に多く判例も少なくない。そのため、解釈については自治体に対する技術的助言として、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「行政処分の指針」（平成 30 年 3 月 30 日環循規発 18033028 号）が出されている。

なお、一般廃棄物と産業廃棄物についてはそれぞれ「処理業規制」「処理施設規制」がある。また、一般廃棄物規制が産業廃棄物規制の前にあり、両者に共通する規制の場合、一般廃棄物に関する規定が産業廃棄物に関する規定の中で準用される場合が多いことに注意を要する。

< 廃棄物処理法の要点 >

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正処理（収集、運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。	
定義	廃棄物 ○汚物または不要物であって固形状または液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物 ○産業廃棄物以外の廃棄物	産業廃棄物 ○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
処理責任等	○市町村が一般廃棄物処理計画に従って処理する（市町村が処理困難な場合は許可業者が処理）。	○事業者が、その責任において自らまたは許可業者への委託により処理する。
処理基準	○収集運搬、保管、処分、再生に関する基準	○収集運搬、保管、処分、再生に関する基準
処理運搬業、処分業	○市町村長の許可制 ○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令等	○都道府県知事の許可制 ○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし、市町村が設置する場合は届出） ○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等	○都道府県知事の許可制 ○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等
産業廃棄物管理票		○排出から最終処分までの把握・管理のため、処理を委託する際に管理票（マニフェスト）を交付
不法投棄禁止等	○みだりに廃棄物を捨ててはならない。 ○処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
措置命令	○都道府県知事または市町村長は、処理基準に適合しない廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上の支障を生じ、または生ずるおそれがあるときは、必要な措置を講ずるように命ずることができる。	
罰則	○不法投棄の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

出所：環境省資料、前出大塚直 P. 412

(3) 廃棄物の種類（分類）

法では、産業廃棄物以外を一般廃棄物とし（法第2条第2項）とし、一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物とする（法第2条第3項、第5項）。

まず産業廃棄物は、①事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び②輸入された廃棄物並びに日本に入国する者が携帯する廃棄物をいい（法第2条第4項）、それ以外の廃棄物が一般廃棄物ということになる。

そして、産業廃棄物は「事業活動に伴って生じた」（事業活動起因性）ものであり、かつ「燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類そ

の他政令で定める」もので（法第2条第4項第1号）あるが、上記政令によって列挙される産業廃棄物の種類の規定には、事業種の指定や排出される業種や施設の指定もあり、その場合には産業廃棄物とはならない。

これらは一般廃棄物となり市町村に処理責任があるわけだが（後述法第6条の2）、事業活動起因であるために一般家庭から排出される一般廃棄物とは法的な性質が異なる。「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第3条第1項）とされているからである。このような廃棄物は「事業系一般廃棄物」とされる。

すなわち、「事業系廃棄物＝産業廃棄物＋事業系一般廃棄物」ということになる。（北村善宜「環境法」第5版P.449以下）なお、廃棄物の体系については後述「3 廃棄物の体系」に記載の図表を参照のこと。

（4）一般廃棄物及び産業廃棄物の処理責任

国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において処理されなければならない（国内の処理等の原則、法第2条の2）。

そして法は、廃棄物の処理について、まず国民及び事業者の責務について規定した上で、国及び地方公共団体の責務を定めている。

ア 国民及び事業者の責務

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない（法第2条の4）。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと、廃棄物の減量に努めるとともに、適正な処理が困難になるような廃棄物を生み出さないようにすること、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない（法第3条）。

イ 国及び地方公共団体の責務

法は国及び市町村の責務について、次のように定めている（法第4条）。

（ア）市町村について

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっ

ては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

(イ) 都道府県について

都道府県は、市町村に対し上記の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(ウ) 国について

国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、上記の各々の責務が十分果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

(エ) 国、都道府県及び市町村共通の責務

国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、その適正な処理の確保のため、国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

ウ 一般廃棄物の処理責任

一般廃棄物の処理責任は市町村にある。すなわち、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。・・・）しなければならない。（法第6条の2第1項）。過去の歴史的な経緯から基礎自治体である市町村の事務となったのである。

市町村は、すべての事務を直営的に実施できるが、委託基準に適合した者に委託もできる（法第6条の2第2項）。これは、公衆衛生維持の観点から一般廃棄物を市町村が処理責任を負うこと、すなわち公共による処理が原則であることを意味するとともに、一般廃棄物については自治体単位で域内処理を行うことを意味している（前出 大塚直 P. 423）。

なお、事業者は事業系一般廃棄物については、自らの責任で適正に処理する義務がある（法第3条第1項）。この場合、一般廃棄物処理計画に従い清掃工場に搬入する場合など処理を自らする他、その処理を他人に委託する場

合には処理業の許可を受けた業者に委託しなければならない（法第 6 条の 2 第 6 項）。

エ 産業廃棄物の処理責任

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない（法第 11 条第 1 項）。すなわち、自己処理が原則である。ただし、事業者処理費用を負担して処理自体を他人に委託することは認められている（法第 12 条第 5 項）。

市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物や市町村が処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。さらに都道府県も、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる（法第 11 条第 2 項、第 3 項）。

(5) 特別管理廃棄物の処理

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある」廃棄物として、政令で定めるもの（法第 2 条第 3 項、第 5 項）については、政令などで特別な処理基準が定められている。

(6) 廃棄物処理施設の構造・維持管理に関する基準

ア 中間処理施設に係る基準

市町村が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける場合に申請書に記載される事項（第 8 条第 2 項）を記載した書類及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、都道府県知事に届け出なければならない（法第 9 条の 3 第 1 項）。

そしてその管理者は、環境省令で定める技術上の基準及び届け出た維持管理に関する計画に従って施設を維持管理しなければならない（法第 9 条の 3 第 5 項）

(ア) 技術上の基準

廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則（環境省令）に定める一般廃棄物処理施設の技術上の基準について、焼却施設について備えるべき要件を定めている（同規則第 4 条第 1 項第 7 号）。

また、同規則は、破碎施設については同条同項第 11 号に、選別施設については第 13 号に、し尿処理施設については同条第 2 項にそれぞれ定め

ている。

(イ) 維持管理の技術上の基準

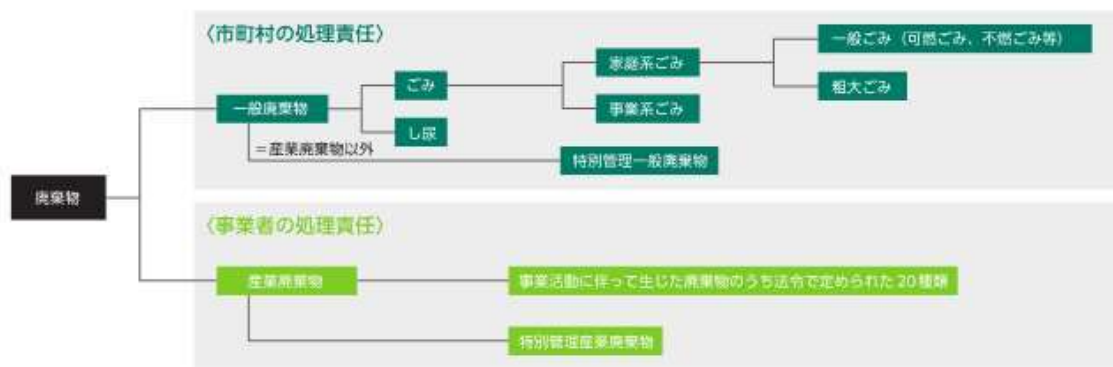
それぞれの施設が遵守すべき維持管理の技術上の基準については、焼却施設（同規則第4条の5第1項第2号）に、破碎施設（同規則同条同項第6号）に、選別施設（同規則同条同項第8号）に、し尿処理施設（同規則同条第2項）にそれぞれ定められている。

(ウ) 維持管理の記録及び記録の公表

各施設の管理者は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、環境省令の定めるところによりインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとする（法第9条の3第6項、同規則第5条の6の2）。

3 廃棄物の体系

上記2（3）廃棄物の種類（分類）に基づいた廃棄物の体系は下図のとおりである。



注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類は、炭酸ガス、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（せ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、缶さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
資料：環境省

出所：環境白書令和2年版P.212

4 国の指針（基準、ガイドライン、手引き）

廃棄物処理法では、環境大臣が廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないとしている（法第5条の2）。

なお、基本方針には次の事項を定めるものとされている。

- ① 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ④ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- ⑤ 非常災害時における上記③、④の施策の推進を図るために必要な事項
- ⑥ 以上のほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

そして環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施のため、基本方針に則して、5年ごとに、廃棄物処理施設整備計画の案を作成し、閣議決定を求めなければならないとされる（法第5条の3）。

さらに、都道府県は基本方針に則して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（「都道府県廃棄物処理計画」）を定めることとされている（法第5条の5）。

このように廃棄物の処理に関しては、法に基づいて、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきたが、環境負荷の軽減や資源循環を促進するため、環境及びリサイクル関連法も施行されてきた。これらの関連法令に基づく国の方針・埼玉県の計画等の経過を下表に示すこととする。

○廃棄物処理・再資源化に関する国の方針・埼玉県の計画等の経過

年月	国 県	関連する計画等
平成13年(2001年)5月	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
平成15年(2003年)3月	国	循環型社会形成推進基本計画
平成17年(2005年)4月	国	循環型社会形成推進交付金制度の導入
平成17年(2005年)5月	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成18年(2006年)3月	県	埼玉県廃棄物処理基本計画
平成19年(2007年)6月	国	一般廃棄物会計基準 一般廃棄物処理有料化の手引き 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
平成22年(2010年)12月	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成28年(2016年)1月	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成28年(2016年)3月	県	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画
平成30年(2018年)6月	国	第4次循環型社会形成推進基本計画策定
令和元年(2019年)8月	県	第9期埼玉県分別収集促進計画

出所：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画 P.24 を加工

(1) 一般廃棄物会計基準（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

基本方針（平成17年5月改正）において、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、国の役割として、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととした。これを踏まえて検討を進め、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表した。

「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めている。

(2) 一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

一般廃棄物処理に有料化を導入する、あるいは見直す場合に、参考となる手引書として作成されたものである。

計画・実行・点検・見直しの段階ごとに、推奨する考え方や手順、全国の市町村の事例等の情報をとりまとめている。また、有料化政策を進めていく上での、一般廃棄物会計基準や一般廃棄物処理システムの指針の活用場面についても紹介している、

従来の手引きは、家庭系ごみを対象としたものであったが、平成25年4月の改定で事業系ごみも対象に加えられた。

(3) 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

基本方針（平成17年5月改正）において、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるため、国の役割として、一般廃棄物処理事業のシステム評価手法等を示すこととした。これを踏まえて検討を進め、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下、「処理システムの指針」という）をとりまとめ、公表した。さらに、平成25年4月に見直しを行った。

「処理システムの指針」では、

- ・標準的な分別収集区分
- ・適正な循環的利用及び適正処分の考え方
- ・一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標（資源回

収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等)とその評価方法について提示している。

(4) ごみ処理基本計画策定指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

平成20年3月の循環型社会形成推進基本計画の改定や上記(1)～(3)の3つのガイドラインの設定に伴い、平成5年に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」が平成20年に改定された(その後、平成25年と平成28年にも特定の廃棄物を対象としたリサイクル法が複数改正されたことなどにより改定している)。

環境保全の重要性、近時のごみ排出量の傾向を踏まえた上で、あらためて市町村に一般廃棄物処理責任の重大性を再認識させ、長期的な展望をもった対処、適正規模の処理施設や体制とするための一般廃棄物処理計画の策定及び適用を求めている。

<内容>

第1章 一般廃棄物処理計画

- 1 一般廃棄物処理計画の概要
- 2 一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直し
- 3 他の計画等との関係
- 4 関係目標・指標等

第2章 ごみ処理基本計画

- 1 基本的事項
 - (1) ごみ処理基本計画の位置づけ
 - (2) 施設の有効活用及び広域的な取組の推進
- 2 策定に当たって整理すべき事項
 - (1) 市町村の概況
 - (2) ごみ処理の現況及び課題
 - (3) ごみ処理行政の動向
 - (4) 計画策定の基本的な考え方
- 3 ごみ処理基本計画の策定
 - (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
 - (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
 - (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
 - (4) ごみの適正な処理及びこれを実施するも者に関する基本的事項

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

4 計画策定に当たっての留意事項

(5) 埼玉県廃棄物処理基本計画

ア 計画の趣旨

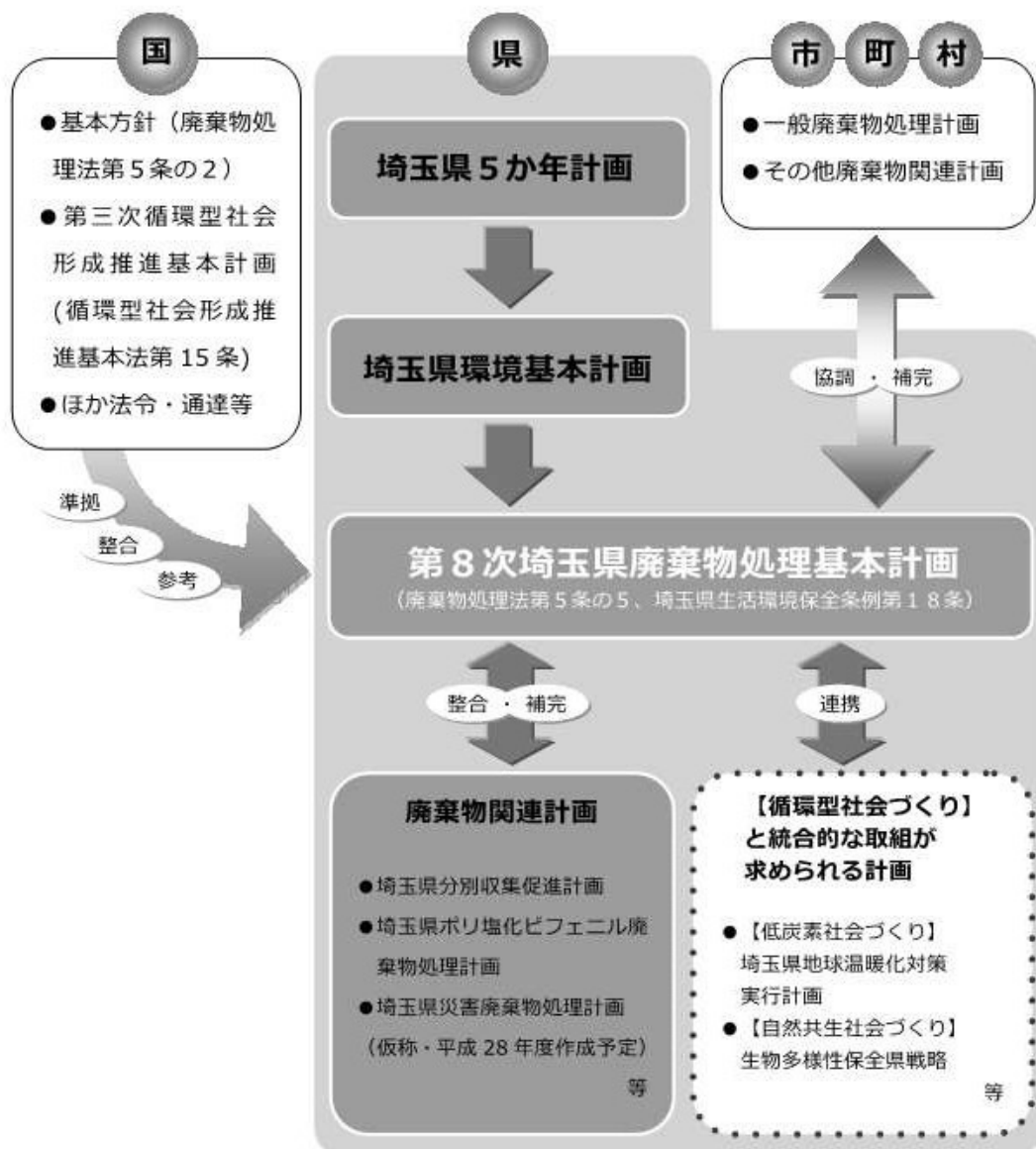
法に基づき、県では昭和 48 年に第 1 次計画を策定して以来、数度の見直しを行い、計画的に廃棄物の減量化や適正処理に取り組んできた。この間、循環型社会形成推進基本法をはじめ個別のリサイクル法が整備され、廃棄物の削減に一定の成果を上げてきたが、他方、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題になるなど非常災害時の廃棄物の適正処理も重要な課題となっている。また今後、埼玉県では、超高齢化社会への突入、人口減少の社会構造の変化により、廃棄物の質・量とも変わることが予想される。

これら様々な情勢変化に的確に対処するため、現在は第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、安心・安全の確保を最優先とした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進している。

イ 計画の期間

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画は、平成 28 年を初年度とし、令和 2 年度が 5 年計画の目標年度である。

ウ 計画と他の法令・計画との関連は以下のとおりである。



出所：第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 P. 3

5 国及び県の達成目標

(1) 国の達成目標

国は基本方針及び循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物の減量・資源化の目標を以下のとおり設定している。循環型社会形成推進基本計画は廃棄物処理方針を包含する内容であり、持続可能な社会づくりに向けて、目標がより一層厳しくなっている。

＜国の減量・資源化目標等＞

方針・計画	廃棄物処理基本方針 (平成 28(2016).1 改正)	循環型社会形成推進基本計画		
		第 3 次 (平成 25(2013).3)	第 4 次 (平成 30(2018).6)	
基準年度	平成 24 年(2012 年)度	平成 12 年(2000 年)度	平成 12 年(2000 年)度	
目標年度	令和 2 年(2020 年)度	令和 2 年(2020 年)度	令和 7 年(2025 年)度	
排出削減	排出量	12%減	25%減	850 g /人・日 (28%減)
	家庭系ごみ量	500 g /人・日	25%減	440 g /人・日 (33%減)
	事業系ごみ量	—	35%減	1,100 万 t (39%減)
再生利用率	21→27% (6%増)	—	—	
最終処分量	404 万 t (14%減)	450 万 t (63%減)	320 万 t (73%減)	

注 1. 排出量は、収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団資源回収量である。

注 2. 家庭系ごみ量は、集団資源回収量や資源等を除いた排出量である。

出所：第 7 次川口市一般廃棄物処理基本計画 P. 25

(2) 県の達成目標

埼玉県では、平成 28 年（2016 年）3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画として、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めている。

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画の目標の進捗状況については、平成 29 年（2017 年）度時点で、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は基準値に対して 3.7%減でほぼ計画どおりであり、年間の事業系ごみ排出量は 1.7%減で計画を大きく下回り、1 人 1 日当たりの最終処分量は 24.5%減で計画を大きく上回っている。

＜埼玉県の数値目標＞

項目	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 (2016 年) 度～令和 2 年 (2020 年) 度)		
	基準値 平成 25 年(2013 年)度	現状値 平成 29 年(2017 年)度	目標年度 令和 2 年(2020 年)度
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	541 g /人・日 —	521 g /人・日 3.7%減	503 g /人・日 約 7%減
年間の事業系ごみ 排出量	543 千 t —	534 千 t 1.7%減	488 千 t 約 10%減
1 人 1 日当たりの 最終処分量	49 g /人・日 —	37 g /人・日 24.5%減	44 g /人・日 約 10%減

注：「家庭系ごみ排出量」は、生活系ごみ排出量から資源ごみ量を除いた値である。

出所：第 7 次川口市一般廃棄物処理基本計画 P. 26

6 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、規則

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 7 年 3 月 16 日条例第 14 号、最終改正令和元年 9 月 27 日条例第 29 号、以下「条例」という。）

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例は平成 7 年 3 月 16 日に定められたもので、その目的はその第 1 条にあるように、「廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保すること」にある。

そしてその構成は、

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 審議会等（第 8 条—第 13 条の 6）
- 第 3 章 廃棄物の減量（第 14 条—第 20 条）
- 第 4 章 廃棄物の適正処理（第 21 条—第 34 条）
- 第 5 章 廃棄物処理手数料（第 35 条—第 37 条）
- 第 6 章 一般廃棄物処理業等（第 38 条—第 47 条の 2）
- 第 7 章 地域環境の清潔保持（第 48 条—第 50 条）
- 第 8 章 雑則（第 51 条—第 56 条）
- 第 9 章 罰則（第 57 条）

附則

から成っている。

さらに、市では、川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（以下、「規則」という。）を定め、法、法施行令、法施行規則及び条例の施行に関して必要な事項を定めている。

7 第 7 次川口市一般廃棄物処理基本計画

（1）計画改定の背景

一般廃棄物処理基本計画は、法第 6 条第 1 項、条例第 7 条第 1 項、規則第 4 条に基づき策定される計画であり、市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものである。また本計画は、10 年から 15 年の長期計画として、概ね 5 年ごとに改定するとともに、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、随時見直しをすることが適当とされている。

市は、平成 25 年（2013 年）3 月に「郷土としての愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」を基本理念とした第 6 次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「第 6 次計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の三者の協働により、

3R（スリーアール）やごみの適正処理を推進し、限りある資源の抑制を図りながら環境負荷の低減に努め、持続可能な循環型のまちの形成に取り組んできた。

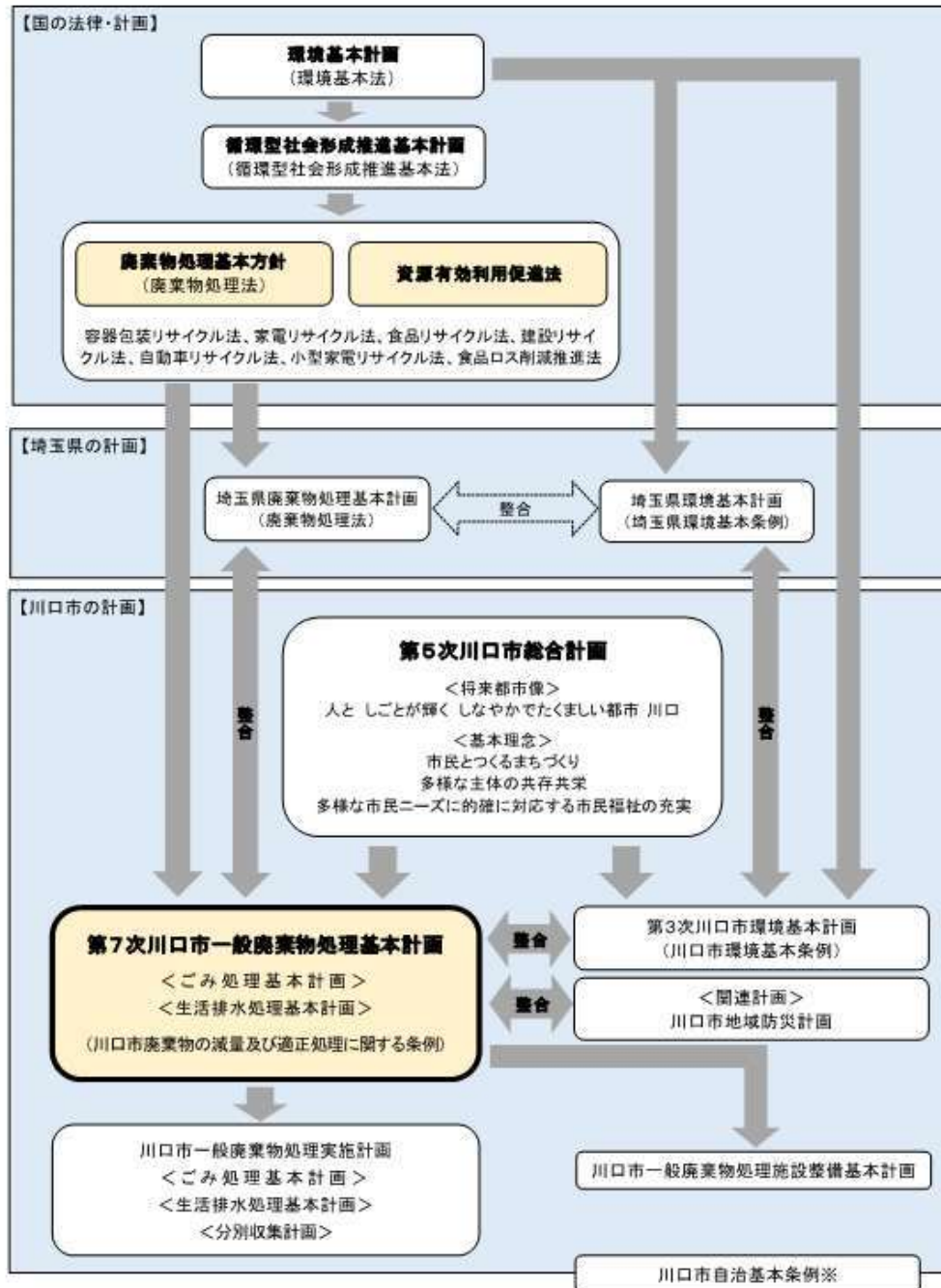
今般、第6次計画の策定から見直しの目安となる5年が経過したこと、また平成28年（2016年）に改正された国の基本方針や、市の近年の人口増加を踏まえた新たな将来人口予測等、市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するために見直しを行い、第7次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下「第7次計画」）を策定した。

なお、国では平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取組みの促進に力を入れている。国が平成30年（2018年）に策定した第5次環境基本計画や、第4次循環型社会形成推進基本計画ではこのSDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げている。

（2）計画の位置づけ

前述のように一般廃棄物処理基本計画は法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもので、策定にあたり、「第5次川口市総合計画」及び「第3次川口市環境基本計画」、また国や埼玉県が策定する計画とも整合を図り、取りまとめている。

＜一般廃棄物処理基本計画の位置付け＞



※川口市自治基本条例：市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指して、市民の役割と権利、市の役割と責務、および市政の運営に関する基本的な事項を定めた条例。平成21年（2009年）4月1日施行。本市の他の条例、規則等の制定改廃、解釈および運用、総合計画等の策定および運用その他市政の運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重してこの条例との整合を図らなければならないと定めています。

出所：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画 P. 5

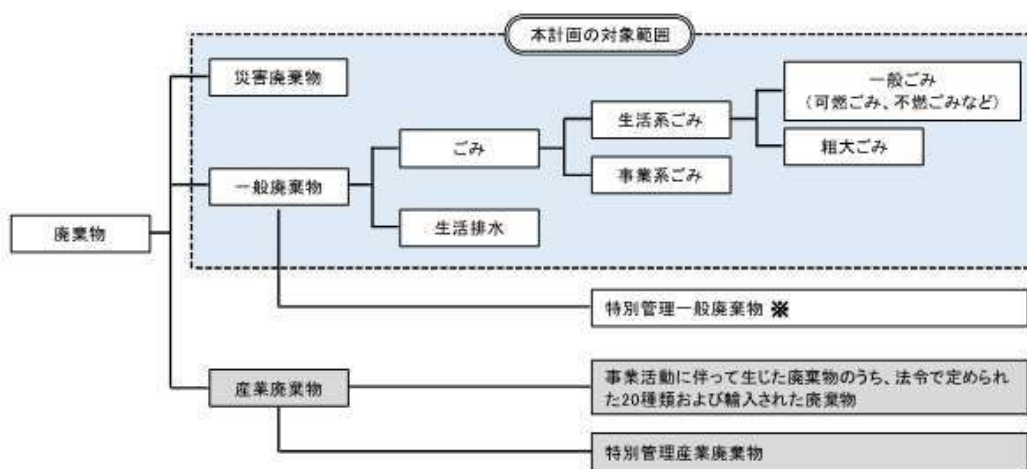
(3) 計画の対象地域

対象地域は川口市全域である。

(4) 計画対象廃棄物

計画の対象廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」である。

なお、第6次計画までは、災害廃棄物への対応は「川口市災害廃棄物処理計画」(平成27年3月改定)によるものとし、計画の対象外としていたが、第7次計画からは災害廃棄物についても対象としている。



※特別管理一般廃棄物：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそがある性状を有する一般廃棄物(PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物)です。

出所：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画 P.6

(5) 計画対象期間

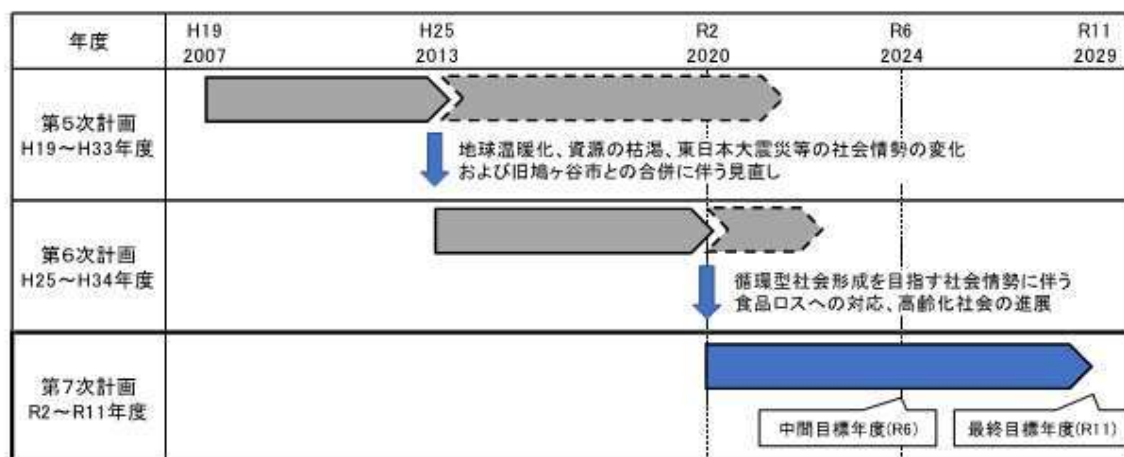
第6次計画の対象期間は、平成25年(2013年)から平成39年(令和9年)(2027年)度とし、この15か年の計画期間を5ヵ年ごとに、短期・中期・長期に区分する。

計画対象期間の中期最終年度にあたる平成34年(2022年)度を最終目標年度とする。また、短期最終年度にあたる平成29年(2017年)度を中間目標年度と設定し、計画の進捗状況进行评估し、必要に応じて見直しを行う。

ただし、計画目標年度までの間に、市の一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととする。

第7次計画の対象期間は、令和2年(2020年)度から令和11年(2029年)の10ヵ年計画とし、令和6年(2024年)度を中間目標年度とする。なお、本計画の計画期間において、概ね5年後を目処に達成状況进行评估し、計画の見

直しを行う。また、最終目標年度までの間に、市の一般廃棄物処理行政を取り巻く環境に大きな変化があった場合についても、その機会ごとに見直しを行うこととする。



出所：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画 P. 7